

報道機関各位（お知らせ）

令和4年4月14日

御代田町
町内で新たに工場等を設置する事業者に対し
土地・建物の賃借料補助を開始
～企業立地による町内商工業の振興を図る目的～

御代田町では、町内に工場等を有しない事業者が、新たに施設を賃借して工場等を設置する場合に、事業の用に供する土地及び建物の賃借料の2分の1以内の額を補助（操業開始日から3年間を限度）する制度を4月1日から設けました。

町内において施設（工場、事務所、研究所、店舗、倉庫等及びこれらに附属した建築物）を賃借し、新たに事業の用に供する事業者に対して、土地及び建物の賃借料の一部を補助金として交付することで、企業立地の促進、ひいては町内商工業の振興を図るものです。

補助の内容

事業の用に供する土地及び建物の賃借料の2分の1以内の額を補助（操業開始日から3年間を限度とする）

※限度額は、1月当たり20万円

補助対象の要件

町内に工場等を有しない事業者（製造業、情報通信業）が新たに施設を賃借して工場等を設置する事業で、次の全てを満たすもの。

- ①工場等の延床面積が200平方メートル以上であること。
- ②操業開始日から5年間は継続して操業すること。

【問い合わせ先】

御代田町産業経済課 商工観光係 担当：竹内 奈都樹

電話：0267-32-3113

メール：shokan@town.miyota.nagano.jp